

本取り扱いは令和 5 年 5 月 8 日以降終了

事 務 連 絡

令和 2 年 2 月 28 日

指定居宅介護支援事業者

指定介護予防支援事業者

各位

指定小規模多機能型居宅介護事業者

沖縄市介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援事業所等の運営基準等の臨時的な取り扱いについて

標記の件につきまして、令和 2 年 2 月 17 日付厚生労働省老健局事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて」に準じた対応をお願いしているところですが、居宅介護支援に関する取り扱いについて、問い合わせが増えております。

本市では臨時的に下記の通り取り扱いますので、貴事業者内の介護支援専門員に周知してください。

記

- (1) 令和 2 年 2 月 17 日付厚生労働省老健局事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて」に準じて対応すること。なお、今後とも随時発出される厚生労働省からの通知等に準じた対応をすること。
- (2) アセスメント、サービス担当者会議、モニタリング等の居宅介護支援に関する本市の取り扱いについては、別紙を参照すること。

以上

問い合わせ

沖縄市役所 健康福祉部

介護保険課 管理係

連絡先 098-939-1212

(内線 3098・3168)

別紙

沖縄市における新型コロナウイルス感染症に係る臨時的取り扱い

①アセスメントについて
原則、アセスメントは利用者の居宅を訪問し、利用者およびその家族に面接して行うものだが、感染症対策を優先させ、自宅内で面談できない場合は、面談可能な場所で可能な範囲で利用者等と面談をしていれば、居宅介護支援費の減算の取扱をしなくても良いものとする。どうしても面接ができない場合は、電話等によりアセスメントを実施することで良いものとする。
②サービス担当者会議について
原則、サービス担当者会議は利用者およびその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画原案に位置付けた居宅サービス等の担当者を招集して行うものだが、感染症対策を優先させ、居宅サービス事業所等の担当者の参加が困難な場合は、通信機器等を利用した会議への参加や、サービス担当者に対し照会等により意見を求める等の方法により利用者の状況等についての情報や居宅サービス計画原案の内容を共有し、原案の内容についてサービス担当者より専門的な見地からの意見を求めていれば、居宅介護支援費の減算の取扱をしなくても良いものとする。
③モニタリングについて
原則、モニタリングは利用者の居宅を訪問して実施すべきだが、感染症対策を優先させ、利用者の居宅で面談できない場合は、面談可能な場所で可能な範囲で利用者と面談をしていれば、居宅介護支援費の減算の取扱をしなくても良いものとする。どうしても面会ができない場合は、電話等によりモニタリングを実施することで良いものとする。
④記録について
通常整備すべき記録の他、コロナウィルス感染症に係る臨時的な取り扱いについて、その詳細を支援経過記録等に記録すること。

注) 上記の対応については、画一的な対応はせずに、個々の事情に基づいてできる限りのことは実施すること。

本取り扱いは令和 5 年 5 月 8 日以降終了

事 務 連 絡

令和 2 年 4 月 20 日

指定居宅介護支援事業者

指定介護予防支援事業者

各位

指定小規模多機能型居宅介護事業者

沖縄市介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援事業所等の運営基準等の臨時的な取り扱いについて（第 2 報）

標記の件につきまして、令和 2 年 2 月 28 日付事務連絡にて通知しているところですが、取り扱い内容を追加しましたので、貴事業者内の介護支援専門員に周知してください。

なお、この取扱は現時点のものであり、今後の動向により変更する可能性があります。

記

- (1) 沖縄市におけるアセスメント、サービス担当者会議、モニタリング等の居宅介護支援に関する臨時的取り扱いについては、厚生労働省老健局より発出されている「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて」（別添参考資料参照）、令和 2 年 2 月 28 日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援事業所等の運営基準等の臨時的な取り扱いについて」のとおりとする。

なお、本市において感染者が出ていることに鑑み、感染防止の対応を優先して差し支えない。

- (2) 利用者やその家族への説明、同意については、感染症対策を優先させ、訪問等により面会して行うことが困難な場合は、電話等により説明を行った上で同意を得る方法でも良いこととする。その場合、書面での署名や捺印については、郵送で行うか、事後的に行っても差し支えない。なお、その場合も経緯等を記録しておくこと。

- (3) 利用者や家族と直接面会する場合は、マスクの着用、手洗い、手指消毒、密閉、密集、密接の「三密」を避ける等の感染防止策を徹底すること。

- (4) 今後とも、厚生労働省から随時発出される通知に準じて対応すること。

以上

問い合わせ

沖縄市役所 健康福祉部

介護保険課 管理係

連絡先 098-939-1212

(内線 3098・3168)

赤色部分は、参考までに、厚生労働省発出令和 5 年 5 月 1 日付事務連絡通知「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」に基づく取扱いを示したものです。

既出の「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて」（厚生労働省老健局発出）※居宅介護支援に関する部分を抜粋

第 9 報（令和 2 年 4 月 15 日 介護保険最新情報 vol.818）

問 4

訪問介護の特定事業所加算等（※）の算定要件のひとつである「定期的な会議の開催サービス提供前の文書による指示・サービス提供後の報告」について、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、電話、文書、メール、テレビ会議等の対面を伴わない代替手段をもって開催の扱いとすることは可能か。

（答）

可能である。

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和 2 年 2 月 17 日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）において、「特定事業所加算の算定要件である定期的な会議の開催やサービス提供前の文書による指示・サービス提供後の報告について、今般の被災等により、やむを得ず当該要件を満たすことができなくなった場合についても、当該加算の算定は可能である。」としている。

これには、感染拡大防止の観点からやむを得ない理由がある場合について、電話、文書、メール、テレビ会議等を活用するなどにより、柔軟に対応することも含まれるものである。

※ サービス提供体制強化加算や居宅介護支援の特定事業所加算の算定要件である定期的な会議の開催についても同様の取扱いとする。

第 8 報（令和 2 年 4 月 10 日 介護保険最新情報 vol.816）

問 1

今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、通所介護事業所において訪問サービスの提供を行った場合、居宅介護支援の業務や居宅サービスの変更については、どのような取扱いが可能か。

（答）

通所介護事業所が新型コロナウイルス感染症対策として、当該事業所の利用者に対し、当初の計画に位置付けられたサービス提供ではなく、時間を短縮しての通所サービスの提供や、訪問によるサービスの提供を行う場合、事前に利用者の同意を得た場合には、サービス担当者会議の実施は不要として差し支えない。

また、これらの変更を行った場合には、居宅サービス計画（標準様式第 2 表、第 3 表、第 5 表等）に係るサービス内容の記載の見直しが必要となるが、これらについては、サービス提供後に行っても差し支えない。

なお、同意については、最終的には文書が必要であるが、サービス提供前に説明を行い、同意を得ていれば、文書はサービス提供後に得ることによりよい。

終了

終了

第6報（令和2年4月7日 介護保険最新情報 vol.809）
問4 サービス担当者会議の取扱いは、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第3報）」の問9において、「感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能である。」とされているが、サービス担当者会議を開催する地域において感染者が発生していない場合でも、同様の取扱いが可能か。 （答） 可能である。
第5報（令和2年3月26日 介護保険最新情報 vol.796）
問4 居宅介護支援の退院・退所加算や（地域密着型）特定施設入居者生活介護の退院・退所時連携加算について、どのような取り扱いが可能か。 （答） 感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、病院等の職員との面談以外での情報収集や電話・メールなどを活用するなどにより、算定することが可能である。
第4報（令和2年3月6日 介護保険最新情報 vol.779）
問10 令和2年2月28日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第3報）」問9における取扱は、介護予防支援についても同様か。 （答） 同様である。
問11 居宅介護支援のモニタリングについて、感染拡大防止の観点から、令和2年2月17日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて」において示されたとおり、利用者の事情等により、利用者の居宅を訪問できない等、やむを得ない理由がある場合には、月1回以上の実施ができない場合についても、柔軟な取扱が可能か。 （答） 可能である。
第3報（令和2年2月28日 介護保険最新情報 vol.773）
問9 居宅介護支援のサービス担当者会議について、どのような取り扱いが可能か。

終了

終了

終了

終了

終了

(答)

感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用することにより、柔軟に対応することが可能である。

なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要である。

第1報（令和2年2月17日 事務連絡）別添

「令和元年台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」

2. サービス種別

(10) 居宅介護支援

①介護支援専門員が担当する件数が40件を超えた場合

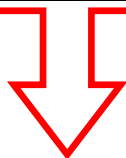
被災地や被災地から避難者を受け入れた場合について、介護支援専門員が、やむを得ず一時的に40件を超える利用者を担当することになった場合においては、40件を超える部分について、居宅介護支援費の減額を行わないことが可能である。

②利用者の居宅を訪問できない場合

被災による交通手段の寸断等により、利用者の居宅を訪問できない等、やむを得ず一時的に基準による運用が困難な場合は、居宅介護支援費の減額を行わないことが可能である。

③特定事業所集中減算

被災地において、ケアプラン上のサービスを位置づける上で、訪問介護事業所の閉鎖などにより、やむを得ず一時的に特定の事業所にサービスが集中せざるを得ない場合、減算を適用しない取扱いが可能である。



**利用者や従業者(同居する家族を含む)に新型コロナウイルス感染者
(又はその疑いがある者)が発生した場合において、柔軟な取
り扱いを継続する。**